

独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる評価委員会における評価

評価委員会名	評価結果等の概要
内閣府独立行政法人評価委員会	<p>(監事が評価委員会において統制環境等の状況について意見を述べている事例)</p> <p>【国立公文書館】</p> <p>○ 館側では先ほどもありましたように意識せずとも国家公務員としての高い倫理観、誠実性、能力といったものに支えられて、無意識的に内部統制の4つの目的が図られてきていたと思います。勿論、少人数で小予算といった小規模独法ですので、館長と理事の目が統制活動に行き届くという特徴もございました。</p> <p>23年度については有識者による全職員、私どもも出ましたけれども、全員がその体系を学びまして、総務課に内部統制担当を置いていただいて、意識的な活動を開始したかなと思っております。しかし、冒頭申し上げた <u>PDCA サイクル</u> という意味では、<u>内部統制の目的や要素で特にこの館が弱い部分、例えば計画に対する実績の乖離の認識とか分析、そして、その後その計画や業務の活動そのものを修正や再立案しているのか</u> というような面から見たら、<u>まだまだ弱いかなと。こういう問題をスピーディに有効かつ効率的に改善できるように、私の立場からは支援をしていきたい</u> など考えております。</p> <p>(国立公文書館分科会議事録より抜粋)</p>
総務省独立行政法人評価委員会	<p>(リスクの把握及び対応の取組に関する評価)</p> <p>【平和祈念事業特別基金】</p> <p>(4) 本法人は、小規模であり、特別給付金支給というミッションは明確である。構成員が似通った会議を多く開催しているが、これらの会議により洗い出した課題及びその対応は個別のものであると言える。これらの会議を通じて、法人ミッションを有効かつ効率的に果たすための、組織全体で取り組むべき重要課題の洗い出し・優先順位付け・対応計画の策定・対応結果の検証といった全体的な取</p>

<p>文部科学省独立 行政法人評価委 員会</p>	<p>組みが必ずしも十分なされたとは言えない面があった。</p> <p>(監事からの改善要望への対応について評価)</p> <p>【物質・材料研究機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の長のマネジメントにとって肝要な、内部統制の一層の充実強化を図るため、平成 23 年度は全ての事務担当部署に対して実地監査を行い、事務事業の実施状況につき、現場との緊密な聴取・対話に基づく課題の把握を行ったことは評価できると考えられる。 <u>異なる部署間のコミュニケーションを緊密にし、統制環境を向上されたいという改善要望について、関係役員が真摯に受け止め改善努力が行われたことは評価できる。</u> 運営会議等における日常的な経営方針の指示のみならず、定期的な講話において、ガバナンス改善等を含めた機構運営プロセスの改善、理論領域の強化、人材育成、安全管理等の重要施策を全職員に対して明示されたことは評価できる。
<p>厚生労働省独立 行政法人評価委 員会</p>	<p>(リスクの把握及び対応の定期的な見直しについて評価)</p> <p>【福祉医療機構】</p> <p>② 業務管理とリスク管理の充実 (中略)</p> <p>福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスクについては、平成 21 年度に策定した「リスク対応計画」に基づき対応しており、<u>平成 23 年 11 月にはリスク管理委員会を開催し、リスク管理の自己評価を実施したうえで評価結果をとりまとめるとともに、リスク対応計画の是正・改善を行っている。</u></p> <p>なお、リスク管理の一環として、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため、平成 23 年 2 月に「事業継続計画」について、東日本大震災の経験を踏まえ同年 11 月に見直しを行い、役職員に対し改めて周知するとともに、有効性の検証を含め同計画に基づく訓練を平成 24 年 3 月に実施した。</p> <p>以上のように、監査機能の高度化及び効率化を図った内部監査により継続的な改善活動等を更に推進するとともに、<u>法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、</u></p>

	<p><u>適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図っており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</u></p>
農林水産省独立 行政法人評価委 員会	<p>(監事監査結果への対応の取組状況について評価)</p> <p>【種苗管理センター】</p> <p>イ 監事の監査結果を踏まえた取組</p> <p>監事の監査で把握された改善点等については、役員会等において報告されるとともに、被検査部門の長へ通知され、業務の適正化が図られている。<u>主なものとして、沖縄農場における台風襲来時の対応をマニュアル化することについて、平成 23 年度の監事監査において言及があったことから、過去の文書等を整理してマニュアル化が検討されている。</u></p>
経済産業省独立 行政法人評価委 員会	<p>(法人の長のリーダーシップの状況について評価)</p> <p>【経済産業研究所】</p> <p>○ 従来のシステムに関する内部監査に加え、業務全般のリスクを適切に管理するため、研究プロジェクトの進捗及び予算執行の状況等について、理事長自らが、四半期ごとに、ヒアリング・審査を通じてチェックをし、適切な指導を行う新しい体制を整備し、内部統制を強化した点が評価された。</p> <p>[個別コメント]</p> <p>○ <u>平成 23 年度の新しい取組として実施した、I SMS 内部監査時に併せて内部統制に関するヒアリングによって洗い出された所内リスクについて、理事長自らが審査を行う、また、進捗管理機能の強化のために、理事長自ら予算の執行状況について四半期ごとにチェックを行う会議を導入するなど、従来以上にトップが内部統制を意識して、ミッションに沿った成果にフォーカスしていた点を評価する。理事長の現場主義の成果を評価する。</u></p> <p>○ 所内における課題の共有、問題の発見などの仕組みが導入されており、努力している。</p>
環境省独立行政 法人評価委員会	<p>(リスクの把握及び対応の取組に関する評価)</p> <p>【環境再生保全機構】</p> <p>○ 平成 23 年度は、組織改編により 3 課を削減するなどして業務体制の効率化が進められている。</p>

	<p>また、内部統制の強化に関して、リスクの洗い出しや、理事長と各職員が直接意見交換を行う機会を設けるなど、コンプライアンスの強化に向けた取組が積極的に行われており評価できる。</p> <p><u>なお、今後は、そうしたリスク管理が機械的な作業となり見落としが生じないように配慮していくことが望まれる。</u></p>
<p>防衛省独立行政 法人評価委員会</p>	<p>(監事監査結果に基づき内部統制について評価)</p> <p>【駐留軍等労働者労務管理機構】</p> <p>内部統制の充実・強化</p> <p>監事は、機構の内部統制に係る体制の充実・強化の状況と理事長のマネジメントの状況について特に留意して監査を実施し、理事長に対して監事監査報告書の内容を説明し、監査結果において留意すべき点を役員等会議の場で報告していることは評価できる。また、<u>監事監査報告書において、内部統制に係る体制の充実・強化については、内部統制責任者により、内部統制要領に沿った日常的モニタリングが行われ内部統制が適切に機能していると認められる、理事長のマネジメントについては、理事長の指示事項等の適正性、役職員との意思疎通の有無を把握したところ、いずれもマネジメントが有効に機能していることを確認したと言及しており、</u>監事は、内部統制の充実・強化に向け積極的に取組んでいると評価できる。</p>

自然災害等に関するリスクへの対応（案）

東日本大震災の発生を踏まえ、独立行政法人等（平成 25 年 1 月 1 日現在 104 法人）に対して、各法人における自然災害等に関係するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組実態を把握するためのアンケート調査を行ったところであり、その結果は以下のとおりである。

1 法令や国等からの指示・要請に基づく取組として、次の①から③に掲げる法人に係る人命・財産・業務上のリスク対応のための規程類の整備状況の把握を行った。

① 法人の役職員や法人の施設の利用者等の人命・身体・施設・設備等の資産の損失・被害への対応

② 法人の業務継続の困難化への対応

③ 業務上の必要性から使用・保管する危険物等（化学物質、有機溶剤、毒劇物、高圧ガス、放射性物質、病原体、実験動物等）の紛失・流失等への対応
その結果、①のリスクについては 103 法人、②のリスクについては 102 法人において規程類を整備済み、整備予定等となっている。残る法人については、規程類の整備までは行われていないものの、①や②のリスクに対しては、関係法令を遵守し、適切な取扱いを行っているとしている。

また、③のリスクについては、危険物等を使用・保管している 60 法人の全てで規程類の整備が行われている。

2 法人の自発的取組については、別添のとおりとなっており、主なものを例示すると以下のとおりである。

(1) 法人の施設・設備等に関するもの

① 各法人共通的な施設・設備等に関するもの

- ・ 被災時の重要なデータ消失に備え、バックアップデータを遠隔地に保管等（国立公文書館（内閣府）、統計センター（総務省）、中小企業基盤整備機構（経済産業省）等）
- ・ 通信インフラが機能不全となった場合に備え、衛星携帯電話等の配備（国際協力機構（外務省）、宇宙航空研究開発機構（文部科学省）、年金積立金管理運用独立行政法人（厚生労働省）等）
- ・ 帰宅困難者の発生に備え、非常用食糧、飲料水、毛布等備蓄品の拡充（国民生活センター（内閣府）、国立環境研究所（環境省）等）

② 法人特有の施設・設備等に関するもの

- ・ 日本標準時発生機能について日本標準時副局と分散管理システムの構築に着手(情報通信研究機構(総務省))
- ・ 自家用発電装置の増強等による稼働体制の強化等(造幣局(財務省)、国立がん研究センター(厚生労働省)等)
- ・ 実験施設を耐震性能が最も高い建物に配置(国立健康・栄養研究所(厚生労働省))
- ・ 飼育施設を建物の最上階等に設け、カードキーによるセキュリティシステムを導入(国立循環器病研究センター(厚生労働省))
- ・ バイオ施設が被害を受けた場合、検査室等及び管理区域内の吸排気系を閉鎖(農林水産消費安全技術センター(農林水産省))

(2) 地域との連携等に関するもの

- ・ 地震発生時の広域避難場所として施設を開放することをマニュアルに規定(国立文化財機構(文部科学省))
- ・ 津波発生時の施設提供協力協定を地元自治体と締結(海洋研究開発機構(文部科学省))
- ・ 津波発生時の避難場所としてUR賃貸住宅の廊下、階段等の共用部分を周辺住民が使用できるよう、自治体と協力協定を締結(都市再生機構(国土交通省))

なお、このほかにも様々な法人独自の取組が報告されている。

今後、各法人において、自然災害等に関するリスクへの対応について取り組まれる際には、上記の取組も参考とされたい。

(別添)

自然災害等の外部要因に起因するリスクに対する法人の自発的取組状況

内閣府所管法人

法人名	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
国立公文書館	地震、風水害等による所蔵資料等の喪失	・ 電子公文書等のデータ、複製物のデジタルデータ・マイクロフィルム等のバックアップを分館（茨城県つくば市）に備えることとした。
国民生活センター	地震等の災害対応全般について	・ 地震等の災害対応の手引きとして、現在の『災害等緊急時行動マニュアル』を平成21年8月1日に作成し、役職員へ平成21年8月7日に周知した。
	地震等の災害発生に伴う業務継続の困難化	・ 災害時の勤務体制や業務対応の方針等について規定した『業務継続計画』を平成21年8月1日に作成し、役職員へ平成21年8月7日に周知した。
	地震等の災害発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化	・ 『業務継続計画』作成時に、災害発生のため帰宅困難となった職員に対して、安否情報の提供、飲料水や食料品の確保、就業場所の提供等の支援を行うことを規定した。
	地震等の災害発生による実験室内における試薬等の飛散、実験器具の破損等による人的被害の発生	・ 商品テスト部門における試薬管理等について『商品テストの安全ガイド』を平成16年3月に作成し、役職員へ平成16年6月に周知して徹底に努めるとともに、更なる日常的な管理意識向上のため、部員個々の遵守状況について、直属の上司により毎月チェックシートを用いて点検を行っている。
北方領土問題対策協会	北方四島交流事業実施時における自然災害に対する参加者の安全確保、業務継続の困難性	・ 北方四島で事業を実施するという特殊な環境において、参加者や職員の人命保護、適切な業務継続のため、危機対応マニュアルを作成した。
	地震、津波等による法人の所有するサーバの機能不全による業務継続の困難化	・ サーバの機能不全により業務データが失われ業務継続に支障を来す場合に備え、法人の情報システム一部をクラウドにより管理する方式に変更することとした。
	自然災害発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化	・ 帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧、水等の防災用品の備蓄を行うこととした。
	大規模災害等の非常時における情報伝達の困難化	・ 大規模災害等において、協会内で、情報の把握、共有が必要な場合における緊急連絡体制を策定した。